

おんな

March 2007

目次

- 平成19年第1回恩納村議会臨時議会で志喜屋村長が所信表明
- 交通死亡事故多発非常事態宣言地域大会
- 三星ライオンズがキャンフイン
- 沖縄県の最低賃金
- 恩納村職員の給与について
- 大きく変わる住民税
- むらの話題

J2 湘南ベルマーレが来村!! 他

村のひと 平成19年1月末

男 5,228人 (+11)
 女 5,048人 (-5)
 計 10,276人 (+6)
 世帯数 4,104世帯 (+6)



▲平成19年2月13日 三星ライオンズ歓迎式典であいさつしたソン・ドンヨル監督

広報おんな 3月号 (No.309)

発行/恩納村 〒904-0492
 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
 編集/総務課 行政係

☎ (098) 966-1200 FAX (098) 966-2779
 広報おんなは、古紙配合率100%の再生紙を使用しています。

平成19年度 労働保険の年度更新

手続きは、お早めに!

期間は平成19年4月1日(日)～5月21日(月)まで
 窓口受付は4月2日(月)からになります。

年度更新とは

労働保険(労災保険・雇用保険)は、毎保険年度(毎年4月1日から翌年の3月31日まで)の初めに、その年度の保険料をあらかじめ概算で申告・納付し、年度末に賃金総額が確定したところで精算することとなっています。そこで、前年度に申告した概算保険料の精算(平成18年度の確定保険料)と新年度の概算保険料(平成19年度概算保険料)の申告・納付が必要となります。

これらの手続きを同時に行うことを「年度更新」といいます。

この「年度更新」の手続きは、年度途中の事業終了後、確定申告がまだの場合や、賃金支払い・元請工事のない場合等であっても必ず行ってください。

● 年度更新手続きの期間

更新にかかる保険料の申告・納付期間(窓口受付)は4月2日(月)から5月21日(月)までとなっていますので、必ずこの期間内に申告・納付の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

* 電子申請は4月1日(日)からご利用になれます。

● 労働保険料の申告・納付

労働保険料は、申告書・納付書を切り離さずに最寄りの金融機関・郵便局においても直接、申告・納付の手続きを行うことができます。

今年度からは、石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まります。

労働保険は働く人とご家族を支える保険です

労働保険料申告・納付に関する手続きの集合受付及び記載指導も予定しておりますので、ご利用ください。日程につきましては、申告書の封筒に御案内しております。

お問い合わせは 沖縄県労働局労働保険徴収室 (TEL 098-868-4038)
 又は最寄りの労働基準監督署まで。

交通死亡事故多発非常事態宣言 地域大会

石川警察所管内で1週間の間に3件の事故が発生し、3人の尊い命が失われたことを受け石川警察署・石川地区交通安全協会は1月29日、石川警察署内で交通死亡事故多発非常事態宣言地域大会を開催しました。

今大会には、石川警察署管内の4市町村長、役場職員、関係者など多くの方々が参加しました。初めに亡くなられた方々に黙祷が捧げられ、新里昇市石川警察署長が事故の状況説明の後、「強い危機感を持って地域、関係機関が連携して飲酒運転撲滅・交通死亡事故抑止を目指してほしい」と参加者に呼びかけました。また、金武町儀武剛町長から決意表明が読み上げられ、「①飲酒運転・過労運転はしない。②無免許運転・スピード違反はしない。③暴走行為・無理な追い越しはしない。④運転者のマナーの向上の徹底。」を高々に宣言し、安心安全な地域づくりを共に作っていかうと述べました。

大会終了後には、石川警察署職員がパトカーに乗り込み、交通安全を呼びかけるパレードに出発しました。



▲大会の挨拶を行う新里昇市石川警察署長



▲参加者で亡くなられた方々に黙祷を捧げる

石川警察署で
交通死亡事故抑止を誓う！

平成19年第1回 恩納村議会臨時議会で 志喜屋村長が所信表明

一流の村づくりを目指して

私は、村長就任以来「青と緑の躍動する村づくり」の為、村民生活の安定と村の将来の発展を目指して各種施策を推進してまいりました。おかげをもちまして、公約に掲げた各分野で一定の成果を収めることができ、改めて村民の皆様から心から感謝申し上げます。

しかし、村政全般に渡り課題はなお山積みし、本村はじめ各地方自治体は大変厳しい行政環境のもと、少子・高齢化対策をはじめ、地域経済の活性化や地方分権、あるいは行財政改革の推進など多くの課題に直面しております。

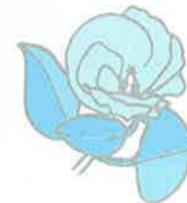
私は、2期目の就任に向け、これらの課題に的確に対応しながら福祉、文化、教育の充実並びに農水産業の振興や観光産業の振興を図るなど村民の要望の強い施策を展開し、潤いとやすらぎのある平和な村づくりを未来に向け一層飛躍させるために最大限の努力を続けて参ります。

私が公約に掲げた基本政策として、恩納村のアイデンティティーを守り、発展させる村づくり、祖先から引き継いだ「恩納村」を継続するため、合併しないで村民と力を合わせて「青と緑の飛躍する村づくり」に努めます。

そのためには、一番の財産である人づくりを充実させ、村経済の活性化を図り、自立できる村づくりを推進し、やさしさ、ぬくもりのある福祉を享受できる村づくりを目指して、

- 魅力ある観光地を創り、地域を結ぶ
- 暮らして快適な一流の村づくり
- 村立小中学校の老朽校舎の改築
- 沖縄科学技術大学院大学の早期開学と周辺整備の推進
- 恩納通信所跡地利用について地権者及び住民との連携
- 赤間運動場周辺をスポーツ公園として整備し、スポーツ文化の推進
- 行政改革を進めつつ村民サービスを維持
- 独自の財源確保と節減・合理化の実施

以上、主な所信を述べ、諸施設を着実に推進し、核力ある一流の村づくりに向け、全力を傾注する所存であり、議員各位並びに村民のご理解とご協力をお願いします。



▲スポーツ文化の推進を目指す、赤間運動公園

恩納村要保護児童対策地域協議会発足



恩納村要保護児童対策地域協議会発足式

演題：「児童虐待防止における本町村の役割とその課題」

沖縄大学 社会学部文化学助教授 井村 弘子氏



▲講演を行った沖縄大学人文学部福祉文学科助教授井村弘子氏

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、必要に応じて支援内容の協議や連携を行うことを目的に1月18日、「恩納村要保護児童対策地域協議会」の発足式が行われました。各関係機関より代表者16名、実務者18名の委員の選任が村長より行われました。その後、沖縄大学人文学部福祉文学科助教授井村弘子氏による「児童虐待防止における地域の役割とその課題」と題して発足記念講演が行われました。井村氏は、虐待対応の基本、保護者への関わり方等具体的な例をあげながら「子どもへの育ちに対する応援・支援という観点で考え、関わってほしい。虐待のおこりにくい村づくりに努力する事が大切」と話しました。

沖縄県の最低賃金

ねえみんな、この金額に目を留めて。

沖縄県内の使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
沖縄県最低賃金	時間額 610 円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の産業別最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成18年10月1日

(2) 産業別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
畜産食料品製造業	時間額 651 円	○肉製品製造業 ○乳製品製造業 ○その他の畜産食料品製造業	平成18年11月30日
糖類製造業	時間額 659 円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水飴・異性化糖製造業	平成18年12月1日
清涼飲料、酒類製造業	時間額 653 円	○清涼飲料製造業 ○果実酒製造業 ○ビール製造業 ○清酒製造業 ○蒸留酒・混成酒製造業	平成18年11月29日
新聞業	時間額 694 円	○新聞業	平成18年11月26日
各種商品小売業	時間額 643 円	○百貨店 ○その他の各種商品小売業	平成18年12月7日
自動車(新車)小売業	時間額 642 円	○自動車(新車)小売業	平成18年12月6日
適用除外	ただし、次に掲げる者は(2)の産業別最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者		

●最低賃金に参入されない賃金

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外、休日労働割増賃金等

●最低賃金に関するお問い合わせは

沖縄労働局 賃金室 〈電話(098)868-3421〉 又は最寄りの労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署 電話(098)868-8033
 沖縄労働基準監督署 電話(098)982-1263
 名護労働基準監督署 電話(0980)52-2691
 宮古労働基準監督署 電話(0980)72-2303
 八重山労働基準監督署 電話(0980)82-2344

三星ライオンズが赤間ボールパークでキャンプイン

役場庁舎で歓迎式開催!!



▲韓国プロ球団三星ライオンズの選手団

2月11日から3月10日の日程で、ONNA赤間ボールパークでキャンプを行う韓国プロ球団、三星ライオンズが恩納村に来村しました。2月13日には、村庁舎内アマハジテラスで歓迎セレモニーを開催し、恩納保育園児による踊りと花束贈呈で選手団を歓迎しました。



▲恩納保育所の園児が歓迎式を盛り上げました

式典で志喜屋文康村長は、「今年は、韓国シリーズ3連覇とアジアチャンピオンを目指し、頑張ってください。」と激励のあいさつを行い、これを受けた三星ライオンズ選手団の監督は「昨年は、みなさんの熱い声援で2連覇を達成することが出来ました。今年も1ヶ月のキャンプでしっかり体を作り、韓国シリーズ3連覇と悲願のアジアチャンピオンを目標に頑張っていきます。」と抱負を述べました。

山田ジュニアクラブ3連覇達成!!

恩納村建設業者会杯 第6回恩納村少年野球新人大会

2月3日から4日の2日間わたり、恩納村建設業者会杯第6回恩納村少年野球新人大会が村赤間ボールパークで開催されました。今大会は、村内の8チームが参加し、熱戦を繰り広げました。二日目の4日には、多くの父母が応援に駆け付ける中決勝戦が行われ、大会3連覇を目指す山田ジュニアクラブAチームと恩納クラブAチームが決勝戦に進出、手に汗握る接戦を制した山田クラブAチームが3-1で見事3連覇を達成しました。尚、殊勲賞に宮平大基君(山田)、敢闘賞に伊波得馬君(恩納)、打撃賞に金城完太君(山田)が受賞し、打撃賞の金城完太君には、



▲3連覇を達成した山田ジュニアクラブAチームのみなさん

TWINS恩納店(前兼久在)よりバットの寄贈がありました。大会長の瀬良垣肇氏は、「今大会も、素晴らしいプレーが随所に見られ、充実した大会になりました。これも毎年協賛いただいている恩納村建設業者会のみなさんの協力があるの事と考えております。ありがとうございました。」とお礼の言葉がありました。

⑤一般行政職の級別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務 (代表的な職務)	主事補主事	主事	主任係 主任係長	主査係 主査長	課長補佐 課長	課長			
職員数 人	5	11	31	20	6	10			83
構成比 %	6.0	13.3	37.3	24.1	7.2	12.0	0.0	0.0	100.0
参考									
平成17年度職員数 人	1	9	6	17	13	22	7	13	88
平成16年度職員数 人	0	8	10	13	13	27	3	12	86

(注)平成18年に8級制から6級制に変更している(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

⑥部門別職員数の推移

部門	区分	職員数(人)					対前年増減数(人)				
		平14	平15	平16	平17	平18	平14	平15	平16	平17	平18
一般行政職を除く	議会	3	3	3	3	3					
	総務	26	25	26	27	25	△1	1	1	△2	
	税務	10	10	10	10	8				△2	
	農水	15	15	15	15	13				△2	
	商工	2	2	2	2	3				1	
	土木	8	8	7	9	8	△2		△1	2	△1
	小計	64	63	63	66	60	△2	△1	0	3	△6
福祉関係	民生	28	30	27	26	26	△1	2	△3	△1	
	衛生	10	12	12	12	11		2		△1	
	小計	38	42	39	38	37	△1	4	△3	△1	△1
一般行政計	102	105	102	104	97	△3	3	△3	2	△7	
特別行政	教育	30	30	30	30	28					△2
	小計	30	30	30	30	28	0	0	0	0	△2
公営企業等	水道	4	4	4	4	5					1
	下水道	2	3	2	2	2	2	1	△1		
	その他	7	4	3	3	3	1	△3	△1		
	小計	13	11	9	9	10	3	△2	△2	0	1
総合計	145	146	141	143	135	0	1	△5	2	△8	

詳しい内容は、ホームページでご覧になれます。



▲就任の挨拶を行う志喜屋村長

志喜屋文康村長
二期目就任式

任期満了に伴う恩納村長選挙で二期目当選を果たした志喜屋文康氏が1月24日、第二十六代目恩納村長として、初登壇した。志喜屋村長を多くの職員が正面玄関で拍手で迎え、花束贈呈が行われました。その後、庁舎2階第二会議室で役場職員、関係者出席のもと就任式が行われ、二期の就任にあたり志喜屋文康氏は「二期目の四年間で積み上げた経験を生かし、村の発展の為、全力を尽くしていきます。また、私は、これからも村民主体の視点に立って、合併をしない為の村づくり、村民が誇れる一流の村づくりを目指し、村民、議会、職員と一丸となつて取り組んでいきたいと思いたい」と力強く挨拶を行いました。

恩納村職員の給与等について

恩納村職員の給与等の状況について公表します

①職員数、平均給料月額、平均経験年数及び平均年齢(平成18年4月1日現在・一般行政職)

年	職員数	平均経験年数	平均年齢	平均給料月額
16	86人	21年4月	42年3月	333,700円
17	88人	21年11月	42年10月	337,700円
18	83人	21年11月	42年8月	333,400円

※一般行政職とは、税務職、福祉職、医療職、技能労務職、教育職、企業職を除く職員をいいます。

平均諸手当支給月額(平成18年4月1日現在・期末手当は17年度実績額)

扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当
22,200円	12,300円	7,500円	3,000円	35,400円
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当		
27,700円	27,400円	1,615,800円		

②職員手当の状況

区分	恩納村		国		
	(平成18年度支給割合)		(平成18年度支給割合)		
期末手当	期末手当	勤労手当	期末手当	勤労手当	
	6月期末	2.125月分	月分	6月期末 1.40月分	0.725月分
	12月期末	2.325月分	月分	12月期末 1.60月分	0.725月分
	計	4.45月分	月分	計 3.00月分	1.45月分

③職員の初任給の状況

区分	恩納村		国		
	決定初任給	採用2年経過給料額	決定初任給	採用2年経過給料額	
一般行政職	大学卒	170,200	182,200	170,200	182,200
	短大卒	151,000	162,300	151,000	162,300
	高校卒	138,400	146,700	138,400	146,700

④特別職の報酬の状況

区分	給料月額等	区分	給料月額等	
給料	村長	756,000円	期末手当	(18年度支給割合)
	助役	612,000円		6月期 1.55月分
	収入役	575,000円		12月期 1.80月分
	教育長	575,000円		計 3.35月分
報酬	議長	256,000円	議員	(18年度支給割合)
	副議長	220,000円		6月期 1.55月分
	委員長	212,000円		12月期 1.80月分
	議員	204,000円		計 3.35月分

税源移譲の3つのポイント

1 所得税は減少、個人住民税は増加となりますが、所得税と個人住民税を合わせた税負担は変わりません。

税源移譲による個人住民税所得割の税率を一律10%にすることに伴い国の所得税の税率も現在の4段階から6段階に変わります。

この結果、たとえば、課税所得200万円以下の部分は、個人住民税所得割の税率が5%から10%に引き上げられますが、その分、所得税の税率が10%から5%に引き下げられますので、所得税と個人住民税を合わせた全体の税負担は変わりません。

2 税源移譲が行われる平成19年度には、他の税制改正等による税負担の増加があります。

平成19年度の個人住民税では、税源移譲のほか、平成18年度の国の税制改正による定率減税が廃止されます。

3 定率減税の見直し

定率減税とは、税額から一定の額を控除する処置です。

この定率減税は、平成17年度分までは所得割の15%相当額（4万円が上限）となっていましたが、平成17年度の国の税制改正により、平成18年度分は所得割額の7.5%相当額（2万円が上限額）となり、平成18年度の国の税制改正により、平成19年度分からは廃止される事になりました。

高齢者の方々へ

個人住民税の納税額が変わります。

少子・高齢化が進展する中、世代間や高齢者間の公平を図るため、平成16年度及び17年度の国の税制改正により、平成18年度分の個人住民税から高齢者の方々にも、低所得に対する配慮を行いつつ、所得に応じたご負担をお願いすることになりました。

各種控除等の見直し

① 老年者控除（48万円）の廃止（平成16年度の国の税制改正によるもの）

65歳以上の方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方は、合計所得金額から48万円の控除（老年者控除）がありましたが、平成18年度分からこの老年者控除が廃止されました。

② 公的年金控除の見直し（平成16年度の国の税制改正によるもの）

65歳以上の方の公的年金等の所得金額は、次の計算式により算出しますが、この計算式の「公的年金等控除額」が改正となりました。

③ 老年者非課税措置の廃止（平成17年度の国の税制改正によるもの）

65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円（年金収入で245万円）以下の方は、均等割・所得割ともに課税されませんでした。平成18年度分から、この非課税措置が廃止されます。

詳しくは、村税務課へお尋ねください。 恩納村役場 税務課 電話：966-1206

大きく変わる住民税 ~税源移譲~

① 三位一体の改革とは？

- ① 使い道が細かく決められている国庫補助金を廃止・縮減する。
- ② 廃止・縮減に見合った額を国から地方に税源移譲する。
- ③ 税源移譲により地方の自主財源を強化し、地方交付税への依存を低下させる。

この三つの改革を
一體的に行う



なぜそのような改革を行う必要があるのですか？

「住民に身近な公共サービスの多くは、地方自治体が行っているが、地方税の配分割合が低いため、自治体は国税を財源とする国庫補助金に依存している。しかし、それでは、多くの事務が国の補助基準や予算付けに左右されて、自治体が自ら使い道を決めることができないから。」

「使い道の決まっている補助金を減らして、その分税源を国から地方に移すことによって、自治体が自らの創意工夫で財源を有効に使えるようにするため。」



では、具体的にはどのようにかわるのか？

「税源移譲によって増収になった分は、補助金の削減や地方交付税交付金による調整・削減によって減収となるので、総体での財源の増減はない。でも、住民に身近な自治体が財源を自らの権限で使える範囲が広がることで、国の基準に縛られず、地域の事情や村民ニーズにあった最適な事業・サービスを行うことができる。」

② 税源移譲の方法は？



改革によって、実際に私たちの生活に直接関係する変化はありますか？

「税源移譲では、国の税金である所得税を引き下げる代わりに、地方の税金である住民税を引き上げることによって、税源を国から地方へ移す。したがって、個々の納税者の負担額は変わらない。」

● 詳しくは、村税務課住民税係へお尋ねください ●

国から地方へ 平成19年から税源移譲によって
あなたの所得税・住民税がかわります。 所得税から
個人住民税へ
税源移譲



どうして変わるの？

地方自治体は、地方税以外に国が国税として集めた財源の中から国庫補助金などの財源を受けて行政サービスを行っています。しかし、この仕組みは様々な制約があり必ずしも地域にあったものとはいえません。

このため、地方自治体が自主的に財源の確保を行い住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう平成18年度の国の税制改正によって、国税である所得税の一部（3兆円規模）を地方税である個人住民税へ移すことになりました。

このことを税源移譲と言い、この税源移譲により平成19年度から所得税と個人住民税の税額が変わります。



どう変わるの？

個人住民税には、所得に応じてご負担いただく所得割と、みなさまに一定額を均等にご負担いただく均等割があります。

この所得割の税額が、現在の3段階（5%・10%・13%）から一律10%に変わります。

J2 湘南ベルマーレが志喜屋村長を表敬訪問
赤間運動公園で J1 昇格 を誓う!!

1月17日から25日まで、村赤間運動公園でキャンプを行っているJリーグ2部の湘南ベルマーレが1月22日、志喜屋村長のもとを表敬訪問しました。

湘南ベルマーレは、元日本代表のMFを務めた中田英寿選手が在籍したチームで、今年初めて恩納村でキャンプを行いました。湘南ベルマーレ真壁潔代表取締役は「素晴らしい環境の中でとてもいい練習が出来ています。今年は、J1への昇格を目指し、選手、関係者共々頑張ってくださいます。」を力強く話しました。これを受けた志喜屋文康村長は、「キャンプを通してプロの選手のプレーが間近で見れることは、子どもたちにとってもいい影響を与えます。今シ



▲強化育成部大倉智部長からユニホーム贈呈を受ける志喜屋文康村長

ズンは、是非ともJ1への昇格を成し遂げるよう頑張ってください。」と激励しました。

表敬訪問では、湘南ベルマーレから志喜屋村長に選手全員のサイン入りユニホームが送られました。また、恩納村観光振興対策協議会から「海ぶどうとタンカン」が、オリオンビール株式会社系数昭宏取締役工場営業部長から「オリオンビール」が贈呈されました。

巨人 高橋由伸選手、二岡智宏選手らを
志喜屋村長が激励!! 村赤間総合運動公園

志喜屋文康村長は1月18日、村赤間総合運動公園で1月10日から19日まで自主トレーニングを行った巨人の高橋由伸選手、二岡智宏選手のもとを訪れ、両選手を激励しました。

志喜屋村長は、両選手に対し「いい練習は出来ましたか。」の質問に高橋選手は、「沖縄での自主トレーニングは、暖かい気候で、環境も良く、予定していた練習を十分出来た。今シーズンに向けて優勝目指して頑張ります。」と話しました。また、二岡選手は、「素晴らしい環境の中充実した練習が出来ました。昨年同様に、今シーズンも全試合出場と、優勝を目指す。」と力強く今シーズンの意気込みを語ってくれました。

同公園は韓国のプロ球団三星ライオンズも春季キャンプを行っており、志喜屋村長は、「今シーズンは、ぜひ優勝し、アジアシリーズでサムスンとの対戦を見た選手活躍を期待します。」と激励しました。



▲(左から)二岡智宏選手、志喜屋村長、高橋由伸選手

熱帯果樹営農講座開催!!

恩納村熱帯果樹産地協議会主催による熱帯果樹営農講座が1月26日、村農業支援センターで開催されました。講座設立のきっかけは、「パッションを作る人が年々増えてきているが、各自のやり方のように作っており、栽培の仕方に統一性がなくなってきた」という生産者の声からで、講座を通して、パッションフルーツとアテモヤの2種類についての基礎知識や栽培方法などさまざまなことを学びスキルアップを目指します。

開講式では、講師である伊芸氏からパッションフルーツとアテモヤを栽培する上での気持ちの持ち方について、「参加者は自分なりの目標を立てて取り組んでほしい。」と参加者を激励し、初回の講座を行いました。



▲講座に聞き入る参加者のみなさん

産地協議会長である長嶺勇農林水産課長は、「アテモヤ栽培に取り組んだ当初（昭和62年頃）は、栽培技術が確立されていない中、生産者自身で研究開発するきびしい状況であったが、近年アテモヤの関心も高まり一般消費者にはまだ馴染みのある果物ではないため、生産量を増やし、消費拡大していけるかが鍵である。」と述べられました。

国民保護協議会が発足

恩納村国民保護協議会（会長…志喜屋文康村長）は1月30日、村役場で委嘱状交付式及び第一回協議会が開催されました。

同協議会は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態の際に、住民を安全かつ迅速に避難させることや関係機関との連携を整備する事を柱とする国民保護計画の策定等が主な任務となります。委員は、関係機関の代表18名に志喜屋文康会長



▲委員の方々に委嘱状を交付

から委嘱状が交付され、志喜屋文康会長は、「同計画が使用されることのないように祈り、万が一に備え国民保護計画を策定していきたい。」とあいさつを行いました。

協議会は、二月末までに計画内容を審議して、3月内での計画策定を目指しています。第1回協議会は、事務局により計画素案の内容説明及び質疑応答を行いました。



▲第1回協議会

国民年金保険料の前納・早割りで最大 3,550 円もお得！

平成19年度国民年金保険料は年間 169,200 円（月額 14,100 円）です。前納・早割制度をご利用いただくのと次の割引があります。

口座振替 早割 年間割引 600円 (毎月50円の割引)	口座振替 1年前納 年間割引 3,550円	現金払い 1年前納 年間割引 3,000円
---	-------------------------------------	-------------------------------------

- 平成19年度口座振替前納のお申込みは 2月28日（水）までです。
- 手続きは社会保険事務所、市町村窓口で受付けています。

お問合せ先 ・お住まいの市町村役場
・最寄の社会保険事務所

ねんきんダイヤル 0570-05-1165
社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

労働安全衛生法に基づく平成 19 年度各種免許試験案内

試験の種類	上期日程						下期日程					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2級ボイラー技士	5	22	12	11	6	10	19	19	18	29	19	6
クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	11	11	7	5	24	5	18	21	3	15	25	18
移動式クレーン運転士		14		19		19		14		28		5
第一種衛生管理者	4	29	20	3	7	4	10	6	17	25	15	4
第二種衛生管理者	23			18		24		26				19
潜水士	17			10			11			18		

※このほかに13種類の試験を行っています。

お問い合わせ先 九州安全衛生技術センター

〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号 TEL: 0942-43-3381

MM基金「OMRC こどもエコクラブ 9th」募集

対象 小学生1～6年生（未就学児、中学生以上は参加できません。）

費用 原則参加者 無料

※集合場所への交通費用は自己負担。またプログラム内容によって「入場料」や「材料代金」等が発生した場合は実費を自己負担。（通常1回500未満）

募集人数と主な活動場所

①ルネッサンスリゾートオキナワ……小学生 15名

②もとぶ元気村……小学生 15名

※参加事には必ず保護者同伴のこと。またその際にメンバー以外のお子様の同伴は出来ません。

開催日 平成19年4月～平成20年3月 毎月第三日曜日

応募期間 平成19年3月1日～31日の間に、OMRCのホームページ (<http://www.omrc.jp/>) の「トピックス」にある「OMRC こどもエコクラブ 9th」のページから応募してください。

詳しいお問い合わせ

OMRC（オキナワマリンリサーチセンター）

TEL: 098-965-5629 FAX: 098-965-5064

恩納村奨学基金へ寄附

たいへんありがとうございました。



読谷協同産業株式会社

代表取締役社長 安田慶義 様 100,000円

交通災害共済に家族そろって加入しましょう

「交通災害共済」とは

加入者が事故にあったときに、見舞金（1万円～100万円）を支給する制度です。加入者が自動車、バス、バイクなどに同乗していた場合も該当しますので、万一の事故に備えてご家族そろって加入をおすすめします。

加入金額

赤ちゃんからお年寄りまで誰でも1人500円です。

手続きの方法

申込書は、掛け金を添えて役場総務課へ提出してください。ただし、申込期間中（2/1～3/31まで）は各公民館でも受け付けます。

詳しくは、恩納村役場総務課（966-1200）までお問い合わせください。

臨時職員募集について

恩納村役場では、随時、臨時職員の登録をしています。臨時職員を希望される方は、恩納村役場総務課まで履歴書（写真貼付）を提出して下さい。一度提出すると、平成20年3月31日まで登録されます。

尚、採用は基本的に村在住者から優先します。

詳しくは、恩納村役場総務課

TEL: 966-1200 までお問い合わせください。

TEL: 966-1200 までお問い合わせください。

恩納村社会福祉協議会への寄附

たいへんありがとうございました。

富着信和（故 富着 初）様 50,000円
喜納福一（故 喜納カマド）様 100,000円
又吉 薫（故 又吉進昭）様 100,000円

社会福祉法人恩納村社会福祉協議会

確定申告は自分で書いて お早めに送付か窓口提出で！

平成18年分所得税の申告期限及び納付は、3月15日（木）、個人事業者の消費税は4月2日（月）までとなっております。申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、お早めに送付・窓口により提出されますようお願いいたします。

なお、申告期限までに申告されなかったり、誤った申告をされると加算税や延滞税といった余分な税金を納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

インターネットで申告書を作成！

国税庁ホームページの「所得税の確定申告書等作成コーナー」で申告書の作成ができます。

【国税庁ホームページ】<http://www.nta.go.jp>

お問い合わせ先 TEL: 0980(52)2700 名護税務署

国家公務員採用試験のお知らせ

〈大学卒業程度〉

○国家公務員試験 I 種試験

受付期間 4月2日（月）～4月9日（月）

○国家公務員採用 II 種試験

受付期間 4月13日（金）～4月24日（金）

〈高校卒業程度〉

受付期間 6月24日（火）～7月3日（火）

☆受験資格等については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 人事院沖縄事務所 調査課 試験担当

TEL: (098) 834-8400

* 人事院ホームページもご参照ください。

「採用情報ナビ」

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>